

NEWS LETTER

20

令和の時代になりました

時代は、今、AIやITの進歩・発展により、急湍の速さで推移しています。
産業という大きなくくりで社会を見ると、気が付けば、滄海変じて桑田となるほどの、新産業の勃興が見られます。

一方、桑田変じて蒼海となるほどの、衰退する産業も見られます。
しかし、激流の中の盤石のごとく、時代の波に動ずることのない産業も見られます。

視点を変えて、企業に目を向けますと、
いずれの産業に属していても、成長する企業もあれば、そうでない企業もあります。
成長する企業か、そうでない企業かは、いつにかかって、新しい価値の創造ができるかどうかにかかっているような気がします。

そのような激動の会社法の世界を素描しようとする、菊池が問い後藤が答える法律実務レポート（企業編）も、佳境に入ってきたところです。

多くの人の声に励まされて、今回は、「課徴金制度の総点検」をテーマにいたしております。

今後とも、ご声援賜りたく、よろしく願いいたします。

2019年（令和元年）5月16日
弁護士法人菊池綜合法律事務所
代表弁護士 菊池 捷 男

菊池
捷男



が問い

後藤
紀一



が答える
法律実務レポート

企業編

10

課徴金制度の総点検

1 課徴金制度を導入している現行法

菊池：ところで、後藤くん、課徴金制度は、独禁法だけではないよなあ。現在の法律で、課徴金制度を導入しているものは、どんなのがあるんだい？

後藤：現行法では、次の(1)から(4)までの法律だ。課徴金対象行為は、右欄の行為だが、今後確実に導入される法律に個人情報保護法がある。薬機法(旧薬事法)にも導入されるそう。また労働基準法は、導入が検討されている。

| 法律 | 課徴金対象行為 |
|-------------|--|
| (1) 独禁法 | ①私的独占 ②不当な取引制限(カルテル・談合) ③不正な取引方法(優越的地位の濫用など) |
| (2) 金融商品取引法 | ①インサイダー取引 ②相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等) ③風説の流布又は偽計 ④公開買付届出書等の虚偽記載・不提出など |
| (3) 公認会計士法 | 財務書類の虚偽証明 |
| (4) 不当景品表示法 | ①優良誤認表示 ②有利誤認表示 |

2 金融商品取引法(金商法)

菊池：金商法違反のインサイダー取引とは何だい？

後藤：インサイダー取引とは、株価の変動に大きな影響を与える重要事実を知った会社関係者(役員、従業員、会社契約関係者等)が重要事実の公表前に、自ら株式の売買等を行うことや重要事実を第三者に伝えた結果その第三者(情報受領者)が公表前に株式の売買等を行うことをいうんだ(金商法166条)。

菊池：インサイダー取引は、刑罰の対象にもなるのだろう。

後藤：そうだよ。しかし、それは故意にインサイダー取引をした場合のことだ。しかし、課徴金は、故意ではなく、過失でした場合でも課せられるよ(大阪地裁平成25年2月21日判決)。その上、インサイダー

取引が発覚した場合、会社の役員はほとんどが辞任し、従業員の場合は退職になっているので、インサイダー取引は、あまりにリスクが大きいよ。

3 不当景品表示法(景表法)

菊池：最近、景表法違反事例が増えている感があるが、これに対する課徴金制度はいつ導入されたのだい？

後藤：ごく最近の平成28年(2016年)4月1日のことだ。きっかけは、一流ホテルや一流レストラン等で起きた、いわゆる食品偽装問題だったが、その当時は、課徴金制度はなかった。そこで、消費者を保護する目的で、課徴金制度が導入されたんだよ。

菊池：景表法で最初に課徴金を課されたのは、どういうケースだったんだい。

後藤：平成29年1月、M自動車(三菱自動車)が、燃費に関する数値を、国が定めた基準によらない数値にして公表したことが優良誤認表示にあたるとして、監督官庁である消費者庁から、課徴金約4億8000万円が課されたのが最初だよ。

菊池：その後も、景表法違反は続いたのかい？

後藤：そうだよ。日本経済新聞が、平成30年4月23日付で「不当表示増える摘発」と題する記事を書いているが、これには、①課徴金の納付命令事案が急増していること、②2017年度は前の年度の2倍近い会社に課徴金が課されたこと、その中にはソフトバンク、東レ、東京ガスなど日本を代表する会社もあること、③アマゾンジャパンは根拠のない参考価格を表示したことが有利誤認表示に該当する二重表示になるとされたこと、④これまでは優良誤認表示の摘発が中心だったが、最近では有利誤認表示(「今だけ安い」というような表示)が摘発の対象になっていること、⑤今後の焦点は、打消し表示(「これは個人の感想です」というような表示)に移ることなどが報じられているよ。

菊池：後藤くんが、今言った優良誤認表示の「優良」と有利誤認表示の「有利」の違いは何だい？

後藤：「優良」誤認表示とは表示した物やサービスが実際の物などよりも著しく優良であることなどをいい、「有利」誤認表示とは、今だけは安いなど取引条件が他の事業者が提供するものよりも著しく有利であると表示したものだよ（景表法5条）。

菊池：その場合の著しく優良とか著しく有利とかの評価は、何を基準にするのだい？

後藤：無論、科学的な根拠が基準になる。消費者庁が課徴金を課す場合は、あらかじめ、対象になる事業者に「当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」の提出を求めたうえで判断するので、提出される資料が、表示どおりのものであり、かつ、科学的に証明できる内容ではない場合は、景表法違反に問われる可能性が出てくるよ。なお、事業者側がこの資料を提出しないと、違反行為に該当することが推定されるので（景表法8条3項）、課徴金が課される可能性がより高くなるよ。

菊池：課徴金の額を決める基準は何だい？

後藤：この法による課徴金の額は、課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした売上額の3%相当額だ。これは独禁法で定めた優越的地位の濫用に課されるもの（1%）より3倍も高いことになっているよ。

菊池：景表法違反の場合、課徴金の額が少額の場合でも課されることがあるのかい？

後藤：そうではない。課徴金額が150万円未満の少額の場合は、課徴金の支払いは免除される（同法8条1項）。少額でなくとも、事業者が自ら調査が入る前に消費者庁に報告（自主申告）をすれば、課徴金の半額を減額してもらえらる制度もあるよ（同法9条）。

4 今後、課徴金制度が導入される法律

菊池：近く課徴金制度が導入されるという法律として、君は、個人情報保護法と労働基準法などを挙げているが、そのあたりのことを教えてもらいたい。

後藤：前記のように、まず間違いなく導入されるのは、個人情報保護法の改正により、個人情報の漏洩などがある場合における課徴金の導入だ（日経新聞2018年12月27日記事）。それから、検討課題になっているものでは、労働基準法の改正による課徴金制度の導入だ

よ（「規制改革推進会議 労働基準監督業務の民間活用タスクフォース」平成29年5月8日）。前者は、EUの「一般データ保護規則」（2018年5月1日施行）がすでに、EU域内で取得した個人情報をEU域外に移転すると移転した企業の年間売上の4%または2000万ユーロ（約26億円）のいずれか高い方の金額の課徴金が課されることになっており、その適用を受ける日本企業もあることから、それに歩調を合わせたという側面がある。後者は、政府の働き方改革を後押しするため、違法残業をさせた会社にお灸を据えることが目的のようだ。それに、薬機法（旧薬事法）にも導入されるそうだ。

5 G A F A（ガーファア）問題



菊池：最後に、G A F Aの事業に関する質問をするが、日本の独禁法に違反する、優越的地位の濫用行為が見られるのかい？

後藤：最近、G A F Aが自己の強い立場を利用して取引先企業に一方的に不利な条件を押し付ける行為が問題視されるようになった。公取委もこれを優越的地位の濫用に該当するとみているよ。ただ、現在の課徴金の算定方法では、G A F Aに対しては金額が低すぎるとみて、これを引き上げる方向で独禁法の改正を目指している。さらに、公取委は、G A F Aの取引行為だけでなく、個人情報とかデータの収集や利用方法についても、優越的地位の濫用の問題になりうるとの見解をとっている（日経新聞「個人データ乱用を規制」2019年4月18日の記事参照）。なお、G A F Aの膨大な個人情報の取得、利用については、個人情報保護法の問題とも絡んでくる。EUでは、G A F Aに対する監視強化の姿勢を強めており、「一般データ保護規則」（GDPR）が適用できるかどうか検討中のようだ（日刊工業新聞「EUは個人情報保護で“GAFA”狙い撃ち、日本はどう向き合うか」2018年12月23日）。この問題は、今後目を凝らしておきたいよ。

財動く時税生ず

予想外の課税

嫌で嫌でたまらなかつたあの女房と、やっと念願の離婚ができた。財産分与に、あの土地をやっても惜しくはないわい。さあ、やるぞ。と言って与えた土地の財産分与。

財産の移動の一つだが、“財動く時、税生ず”を知らずにいるととんだことになる。

翌年、税務署から、多額の譲渡所得課税がなされるからだ。

財産分与の場合は、財産を譲渡した側に税金がかかるのだ。財産を与えた側に税が課されるというのでは、与えた側は、納得できね〜。これじゃあ、泣きっ面に蜂だ〜てなことになる。



まさに理屈、されど理屈

こんな納得できね〜税金でも、判例によれば、理屈はあるのだ。

最高裁昭和50年5月27日判決いわく。財産分与をすれば、財産を譲渡した者には、財産分与債務が消滅するという利益が生ずる。その利益は、時価で財産を売却したときに得られる利益と同じだ。だから、その利益（譲渡所得）に課税するというのだ。

まさに理屈だ。されど理屈だ。

要は、財が動いた。さあ、税金をいただくぞ。税を納めてくれるのは、譲渡者か譲受者のいずれかだ。ここでは、譲渡者から頂くのが理屈に適(かな)うわい。となった結果、税金は、譲渡者にかかるのだ。

泣きっ面に蜂

かくて、財産を分与した側は、財産は取られたわ、税金はかかってくるわ、出て行った女房は亭主のへそくりまで探し出して持っていったわということ、泣きっ面に蜂と相成るのである。

ここに教訓ありだ。世の男性よ!いや〜な女房でも、粗末にするなかれだ。

ニュースレターを メールマガジンで配信しています!

登録無料

企業でのご登録はもちろん、個人でのご登録も大歓迎です。
また、入会・解除の手続きもフォームから簡単に行えますので、お気軽にご登録ください。

- 法律・判例や法的手続きについての解説
- 企業を取り巻く法的問題
- 事務所の案内(セミナー開催など)

ホームページから
登録受付中!!



QRコードで
登録ページまで
簡単アクセス♪

迅速

的確

丁寧

<岡山弁護士会所属>

弁護士法人菊池綜合法律事務所
Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-14

TEL 086-231-3535

FAX 086-225-8787

受付時間 月~金 9:00 ~ 17:00

土 9:00 ~ 12:00

